平成 24 年 11 月 26 日

各　　位

会 社 名　日本上下水道設計株式会社
代表者名　代表取締役社長　木 下　　哲
（コード番号：2325　東証第二部）
問合せ先　取締役広報室長　富 崎 浩 司
（TEL：03-5269-6510）

# 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 26 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## １．株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。

なお、本株式分割及び単元株の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

## ２．株式分割の概要

(1)分割の方法

平成 24 年 12 月 31 日(月)（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 24 年 12 月 28 日(金)）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

| | | |
|---|---|---|
| 株式分割前の発行済株式総数 | ： | 100,480 株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | ： | 9,947,520 株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | ： | 10,048,000 株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | ： | 32,000,000 株 |

(3)分割の日程

| | | | |
|---|---|---|---|
| 基準日公告日 | ： | 平成 24 年 12 月 14 日(金) | （電子公告掲載開始日） |
| 基準日 | ： | 平成 24 年 12 月 31 日(月) | （実質基準日：平成 24 年 12 月 28 日(金)） |
| 効力発生日 | ： | 平成 25 年 1 月　1 日(火) | |

## ３．単元株制度の採用

(1)新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2)新設の日程

効力発生日：平成 25 年 1 月 1 日(火)

（参考）平成 24 年 12 月 26 日（水）をもって、東京証券取引所における当社株式売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

## ４．定款の一部変更

(1)定款変更の理由

「2．株式分割の概要」及び「3．単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 1 月 1 日（火）をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2)定款変更の内容

①株式分割の割合に応じて、当社発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。

③現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げます。

（下線は変更部分）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| （発行可能株式総数）<br>第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、320,000 株とする。 | （発行可能株式総数）<br>第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、32,000,000 株とする。 |
| （新設） | （単元株式数）<br>第 7 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。 |
| 第 7 条～第 46 条　（条文省略） | 第 8 条～第 47 条　（現行どおり） |

(3)日程

効力発生日：平成 25 年 1 月 1 日(火)

以　上